

令和 6 年度国立市生活保護行政等運営審議会答申書

1. はじめに

令和 7 年 1 月 15 日付国福祉発第 6002 号にて国立市長より受けた諮問に対し、以下答申する。本答申は令和 6 年度国立市生活保護行政等運営審議会にて市から報告を受けた令和 6 年度における国立市生活保護行政の取り組み状況について、評価・検証を行ったものである。

国立市は過去の生活保護行政における不適正事務処理を深く反省し、その再発防止と行政運営の適正化に向けて、過去の記憶が風化しないよう、様々な取り組みを行っている。また本審議会を開催し、外部委員の意見を積極的に取り入れるという姿勢は先進的であり、高く評価されるべきものである。一方で改善すべき点もいくつか議論されているため、本答申及び審議会の議論を国立市の生活保護行政に反映していくことを期待する。

2. 国立市生活保護行政の強みについて

(1) 開かれた生活保護行政運営の推進

申請書、生活保護のしおり等、利用者目線にたった積極的な情報公開は、生活保護行政の透明性を高め、市民からの信頼を得る基盤を構築するものである。制度への円滑なアクセスを可能とするだけでなく、市民による生活保護行政への関心を促し、不適正な事務処理を未然に防ぐことに資するものであり、重要な取り組みと評価できるものであり、今後も継続することが必要である。

(2) 利用者視点の重視

元利用者を講師とした研修を実施するほか、利用者アンケートの実施に向けて準備するなど、利用者の声と真摯に向き合い、生活保護行政の改善へと繋げる姿勢は、他自治体では見られない取り組みであり高く評価できる。利用者からの直接的な意見は、行政側の認識との間に生じ得る乖離を明確化し、今後の利用者支援における重要な指針となるであろう。

(3) 多職種連携への試み

利用者の援助方針策定に関して、多職種が参加する援助方針会議を実施していることは、複雑且つ多様化している利用者の抱える困難さに対し、多角的な視点からの支援が可能とする先進的な試みである。就労準備支援事業受託事業者の参加などさらなる多機関協働も始めているということであるため、地域社会全体で利用者を支えられるような体制が構築されることが期待できる。

3. 改善が望まれる事項

(1) 援助方針の実質化

援助方針会議について、策定した援助方針を利用者の状態や意向に応じて、どのように実施したのか、支援実施にあたってどのようなことが課題となったのか等、定期的に振り返る機会を設ける必

要がある。継続的な見直し体制の構築について検討するとともに、職員の負担増にならないよう会議運営方法、記録方法等の見直しなどを行い、会議自体の質の向上を図ること。

（２）関係機関との更なる連携強化

生活保護利用者の困りごとは複雑且つ深刻化・多様化している。それらに対応するため、生活困窮者の支援団体、医療機関、弁護士団体、就労支援機関等、関係機関との組織的連携をさらに進めていく必要がある。利用者支援の質向上のためにも、現在行っている他自治体との合同研修や弁護士団体との懇談等、研修及び連携・協働のさらなる充実を図ること。

また福祉事務所内でも専門職支援員が配置されているが十分な支援を進めていくためには不十分であり、例えば子ども支援員などを配置することの検討や育成について検討すること。

（３）経験豊富なケースワーカーの育成

ケースワーカーの平均経験年数の短縮化は、専門性の低下を招き、利用者支援の質の低下に繋がりがねない。長期的な視点に立った人材育成について、人事異動の在り方（３年以上の経験のあるケースワーカーの確保など）を人事部門とも連携し検討されたい。また職員本人の希望や市の人材育成方針とのバランスをとりつつ、ケースワーカーの専門性が担保できるよう努めること。

（４）ケースワーカーの負担軽減と人員配置

依然としてケースワーカー一人当たりの担当世帯数は社会福祉法に規定された標準数を超えている状況である。主管課においては現在の業務について業務量や必要性を分析し、効率化やDX化等を推進し職員の負担軽減に取り組むこと。また国立市役所の人員不足や定員管理を考慮しつつ、社会福祉法に規定された標準数に則って人員配置できるよう定員管理部門と十分に協議すること。

（５）利用者アンケート調査方法の改善

利用者アンケートは、利用者の生の声を知るための貴重な情報源ではあるが、回答率向上のための更なる創意工夫が必要である。今回実現することは困難かもしれないが、オンライン回答に加え、支援団体と連携して利用者が回答する際の支援をお願いすることや、回答をする際の補助をする等、多様な回答方法を検討し、より困難な状況に置かれた人々の声をも拾い上げられるような方法を検討すること。また、アンケート実施の際には利用者のプライバシーに十分配慮した実施方法を検討すること。

（６）外部の有識者による定期的な運営内容や運営方針の検討

本審議会は、過去の事務懈怠で生じた不適切な生活保護費の支給を二度と繰り返さないようにするために設置された。その結果として、市民への生活保護の情報提供（しおりの作成や申請書のHP掲載等）やケースワーカーの研修体制、ケースワーカーが相談できる体制などが構築され、生活保護行政を市民にとってより良いものにしようと多面的に取り組んできた。しかしながら、現在も貧困問題が深刻化して生活課題が多様化・複合化し、生活保護制度の構造上の難しさがあるなかで、生活保護のケースワークをどのように展開していくのかを十分に検討していかなければならない。

また、生活保護は憲法に基づく生存権のための給付であり、誤って少しでも給付しないことは即違法になるため、適正な給付を継続するためには、継続的なチェック機能が必要である。
こうしたチェックも受けながら、適正な給付やケースワークを提供していく体制を作っていくことが重要である。

4. おわりに

国立市生活保護行政の先進的な取り組みは全国に誇りうるものである。全国的な働き手不足のなか、人材確保は困難な状況であるが、業務の効率化、人材育成、人員配置等の課題解決に向け国立市全体で検討することが必要であろう。本答申を真摯に受け止め、引き続き開かれた利用しやすい生活保護行政を推進するとともに、適正な運営を維持していくことを切に願う。

2025（令和 7）年 4 月 28 日

国立市生活保護行政等運営審議会

会長 池谷秀登

委員 池田希咲

委員 木下武徳

委員 芝崎勇介

委員 新保美香